

委託設計書

令和8年度 一般会計	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路新設改良費	節	委託料
施工（実施）箇所		調布市小島町2丁目9番地先から3丁目68番地先まで					工事(委託)番号 第	7 号

令和8年度市道C12号線電線共同溝予備設計委託

委託費 ￥ —

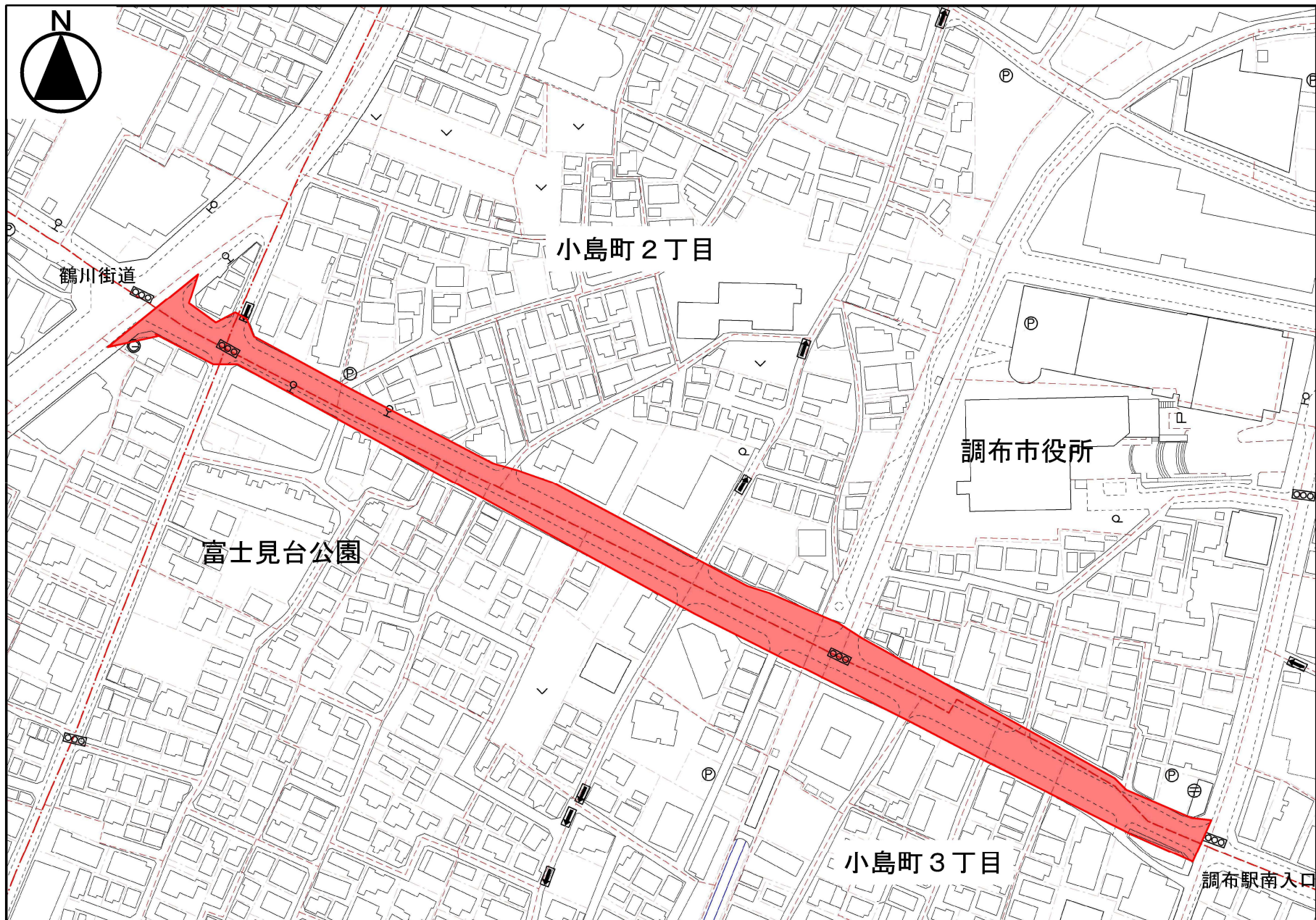
内 訳	委託価格	測 量	¥	—
		設 計	¥	—
	消費税相当額	測 量	¥	—
		設 計	¥	—
	総委託費	測 量	¥	—
		設 計	¥	—

工期（実施期間） 令和 9 年 3 月 18 日

市 布 調

施工（実施）理由	本委託は調布市無電柱化推進計画に基づき実施するものです。	
設計説明	委 託 内 容	
	【測量業務】	作業計画 1業務、現地踏査 0.5km、4級基準点測量 8点、現地測量 1式
		中心線測量 0.5km、仮B.M.測量 0.5km、縦断測量 0.5km、横断測量 0.5km
	【設計業務】	設計計画 1箇所、現地踏査 1箇所、設計条件の整理検討 1箇所
		平面・縦断線形設計 1箇所、管路部設計 1箇所、特殊部設計 1箇所
		地上機器部設計 1箇所、概算工事費 1箇所、関係機関との協議用資料作成 1箇所
		関係機関協議 3回、照査 1箇所、報告書作成 1箇所、打合せ協議(中間5回) 1式

案内図



施工範囲：調布市小島町 2丁目 9 番地先から 3 丁目 6 8 番地先まで

〔件 名〕 令和 8 年度市道 C 1 2 号線電線共同溝測量委託

委 託 総 括 書

〔委託業務名〕

委 託 項 目 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数 量)	金 額 円	摘 要
市道 C 1 2 号線電線共同溝測量委託			
応用測量	一 式		
測量	一 式		
測量	一 式		第 1 号表内訳のとおり
直接調査費			
旅費交通費	一 式		第 2 号表内訳のとおり
直接経費計			
技術管理費（精度管理費）	一 式		第 3 号表内訳のとおり
直接測量費計			
諸経費			
委託価格計			
消費税及び地方消費税の額			
委託料計			

[委託名] 市道C 1 2 号線電線共同溝測量委託 第 1 号 種 別 内 訳 書						
種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
測量						
測量						
作業計画（路線測量）		1	業務			
現地踏査（路線測量）		0.5	km			
4級基準点測量		8	点			
現地測量	1/250 委託数量＝0.008 km ²	1	式			
中心線測量（路線測量）		0.5	km			
仮B.M.設置測量（路線測量）		0.5	km			
縦断測量（路線測量）	直接水準	0.5	km			
横断測量（路線測量）	測点間隔 20m 直接水準	0.5	km			

[委託名] 市道C 1 2 号線電線共同溝測量委託

第 2 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
旅費交通費						
旅費交通費		1.0	式			

[委託名] 市道C 1 2 号線電線共同溝測量委託
第 3 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
技術管理費（精度管理費）						
技術管理費（精度管理費）		1.0	式			

設計書總括情報表

設計書番号 設計年度 作成部署 (利用者番号)	08-13208110007-10 08 1320811	0 8 年度 調布市 道路課				
設計書区分 諸経費体系 変更回数	1 2 0	実施設計書 測量業務委託 当 初				
設計書番号	適用単価区分 適用単価地区 単価適用日	1 24 (0)- 260701 (5)- 000000	実施単価 東多摩B地区 (6 市) (1)- 000000 (2)- 000000 (3)- 000000 (4)- 000000 (6)- 000000 (7)- 000000 (8)- 000000 (9)- 000000			
随意契約情報	工種区分					
積算条件	入力項目	当 .. 世 代		旧 世 代		
	委託先区分	01	コンサル委託			
	電子成果品区分 (測	02	作成費計上なし			
	電子成果品区分 (設	02	作成費計上なし			
	旅費交通費(測量)	01	測量業務率計上			

〔件 名〕 令和8年度市道C12号線電線共同溝予備設計委託

委 託 総 括 書

〔委託業務名〕

委 託 項 目 ・ 工 種 ・ 種 別	内 容 (数量)	金 額 円	摘 要
市道C12号線電線共同溝予備設計			
電線共同溝予備設計	一 式		
電線共同溝予備設計	一 式		
電線共同溝予備設計	一 式		第 1号表内訳のとおり
直接人件費計			
旅費交通費	一 式		第 2号表内訳のとおり
直接経費計			
直接原価			
その他原価	一 式		第 3号表内訳のとおり
業務原価			
一般管理費等			
委託価格計			
消費税及び地方消費税の額			
委託料計			

[委託名] 市道C 1 2号線電線共同溝予備設計 第 1 号 種 別 内 訳 書						
種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
電線共同溝予備設計						
設計計画						
設計計画		1	箇所			
現地踏査						
現地踏査		1	箇所			
設計条件の整理検討						
設計条件の整理検討		1	箇所			
平面・縦断線形設計						
平面・縦断線形設計		1	箇所			
管路部設計						
管路部設計		1	箇所			
特殊部設計						
特殊部設計		1	箇所			
地上機器部設計						

[委託名] 市道C 1 2 号線電線共同溝予備設計

第 1 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
地上機器部設計		1	箇所			
概算工事費						
概算工事費		1	箇所			
関係機関との協議用資料作成						
関係機関との協議用資料作成		1	箇所			
関係機関協議						
関係機関協議		3	回			
照査						
照査		1	箇所			
報告書作成						
報告書作成		1	箇所			
打合せ協議						
打合せ	中間打合せ回数 5 回	1	式			

[委託名] 市道C 1 2 号線電線共同溝予備設計
第 2 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
旅費交通費						
旅費交通費		1.0	式			

[委託名] 市道C 1 2 号線電線共同溝予備設計
第 3 号

種 別 内 訳 書

種 別・細 別・内 訳	形 状・寸 法	数 量	単位	単 価	金 額 円	摘 要
その他原価						
その他原価		1.0	式			

設計書総括情報表

設計書番号 設計年度 作成部署 (利用者番号)	08-13208110007-10 08 1320811	0 8 年度 調布市 道路課				
設計書区分 諸経費体系 変更回数	1 4 0	実施設計書 設計委託 当 初				
設計書番号	適用単価区分 適用単価地区 単価適用日	1 24 (0)- 260701 (5)- 000000	実施単価 東多摩B地区 (6 市) (1)- 000000 (6)- 000000	(2)- 000000 (7)- 000000	(3)- 000000 (8)- 000000	(4)- 000000 (9)- 000000
随意契約情報	工種区分					
積算条件	入力項目	当 .. 世 代		旧 世 代		
	委託先区分	01	コンサル委託			
	電子成果品区分	02	作成費計上なし			
	旅費交通費(設計)	01	設計業務率計上			

特 記 仕 様 書

1 業務の目的

本業務は、測量、埋設物調査及び電線共同溝予備設計を行うもので、既設埋設物等の条件や沿道の条件等を十分に把握し、関係機関との協議、調整を行って予備設計に資する成果を作成するものである。

2 委託箇所

調布市小島町 2 丁目 9 番地先から 3 丁目 6 8 番地先まで

3 履行期限

令和 9 年 3 月 1 8 日

4 適用範囲及び一般事項

- (1) 本特記仕様書は「令和 8 年度市道 C 1 2 号線電線共同溝予備設計委託」の履行に関し、必要な事項を定めるものである。
- (2) 本委託は、本特記仕様書に規定されているもののほか、東京都建設局制定の「測量委託標準仕様書」、「地質調査委託標準仕様書」、「設計委託標準仕様書」、「電線共同溝整備マニュアル」によるものとする。なお、東京都建設局制定の各仕様書及びマニュアルの中で、東京都若しくは知事とあるものは、調布市若しくは市長と読み替えるものとする。

5 主任技術者

主任技術者は、下記のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 技術士（総合技術管理部門：建設-道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (2) 技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- (3) RCCM（道路部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者

6 照査技術者

照査技術者は、下記の条件を満たす者とする。

技術士（総合技術管理部門：建設-道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者

7 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく監督員に報告すること。

8 著作物の利用承諾について

提出成果に用いる著作物の利用承諾等について申請を要する場合は、受託者において必要書類の作成を行うこと。

9 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に発注者の内容確認を受けるものとする。
- (2) 成果品の内容確認において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正すること。
- (3) 業務の内容確認及び指摘事項是正後、成果品一式を納品し、検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合は、受託者は速やかに当該業務の修正を行うこと。

10 環境配慮

市は、地球温暖化対策実行計画を策定するとともに、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す、ゼロカーボンシティ宣言を行っており、温室効果ガス排出削減や環境負荷低減に向け、環境マネジメントシステムを導入している。このため、受託者は業務を行うに当たっては、環境法令を遵守するとともに、本制度の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守すること。

- (1) 業務において、電気・ガス・水道の使用抑制等、省エネルギーに努めること。また、再生可能エネルギーの利用に努めること。
- (2) 業務において、ごみの排出削減、リサイクルの推進、紙の使用量削減、食品ロス削減に努めること。
- (3) 業務において、「CHOFUプラスチック・スマートアクション」として、プラスチック

クの使用抑制、会議やイベント等での使い捨てプラスチック製品の使用削減に努めること。

- (4) 業務で使用・購入する物品等は、グリーン購入等、環境負荷ができるだけ少ないものを選ぶよう努めること。
- (5) 業務における移動や荷物の運搬等で自動車を使用する場合は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という。）」第34条に規定する低公害・低燃費車の使用及びアイドリング・ストップ等のエコドライブの実施により、エネルギー使用抑制に努めること。なお、ディーゼル車を使用する場合は、環境確保条例第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。また、当該自動車の使用車報告書及び当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の写しを提出すること。

1.1 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、受託者及び発注者双方の協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務が完了した後においても、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、受託者の負担で速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (3) 設計条件

本業務は、「積算基準（調査・設計編）令和7年10月 東京都市建設行政協議会」を適用する。また、積算基準日は2026年7月1日である。設計条件は下記のとおりとする。

ア 測量業務

地域区分：市街地乙・平地

交通量区分：3，000台以上/12時間

伐採区分：伐採なし

委託数量：0.008km²

縮尺区分：1／250

測点間隔：20 m

単曲線換算曲線数：2～3

測量種別：直接水準

測量幅：45 m未満

イ 設計業務

設計延長：750 m超～1,000 m以下

地域による補正：なし

○設計業務

1 業務内容

設計計画

現地踏査

設計条件の整理検討

平面・縦断線形設計

管路部設計

特殊部設計

地上機器部設計

概算工事費

関係機関との協議用資料作成

関係機関協議（3回）

照査

報告書作成

打合せ協議（中間5回）（測量業務を兼ねる）

2 留意事項

- (1) 令和8年4月改定 東京都建設局「東京都電線共同溝整備マニュアル」に準拠するものとする。
- (2) 次のア～ウについて、必ず検討すること。

ア 民地や公共用地を活用した地上機器設置箇所の検討

イ 「低コスト手法」を導入した新たな技術等を用いた技術検討

ウ その他、無電柱化を推進するため、市が必要と認める事項

(3) 起終点の交差点及び枝道との接続については、車両・歩行者等の通行が円滑になるように影響範囲を考慮して縦断及び横断線形の検討を行うこと。

(4) 受託者は、現地踏査の際、枝道、取付道路、占用物件位置について確認するとともに、当該設計箇所における地形、土地利用状況等についても確認を行うものとする。事前に測量データ等を基に設計概要を整理し、設計計画に反映させること。

(5) 本設計の管路断面及び特殊部等の設置位置等の検討に当たっては、関係機関との調整結果を適正に反映し決定すること。

(6) 電柱等の地上構造物や埋設管等の位置、土被り等の関係を確認及び整理し、道路工事との整合を図りながら、道路及び電線共同溝整備に支障となる物件等の確認と移設候補地の具体的提案を行い、支障物件移設計画書としてとりまとめること。

(7) 電線共同溝企業者調整会議

企業者調整会議に必要な資料の作成、会議の運営補助を行う。

3 成果品

受託者は、業務の成果として下記の(1)～(5)を作成するものとする。納品部数は各1部とする。なお、(1)の記載項目については、作成前に監督員と協議し決定する。また、納品する電子データの形式は、作成時のオリジナルデータとPDFデータとする。

(1) 電線共同溝予備設計報告書

(2) 打合せ議事録

(3) 電線共同溝企業者調整会議関連資料

(4) 設計計算書（概算工事費算定時の数量根拠等）

(5) 上記図書の電子データ（CD-R等）

○測量業務

1 業務内容

作業計画

現地踏査

4 級基準点測量

現地測量

中心線測量

仮 B. M. 測量

縦断測量

横断測量

2 留意事項

- (1) 現地の道路及びその周辺の地形地物等を測定して CAD データを作成し、電線共同溝予備設計を行うにあたり必要な成果として整理、取りまとめるものである。
- (2) 測量に使用する機械器具については、（社）日本測量協会技術センター等が検定して発行する検定証明書等及びこれに準ずる社内検定証明書等を作業計画書に添付するものとする。
- (3) 高さの標示は、原則として（T. P.）を用いるものとする。

3 成果品

成果品は次のとおりである。成果品は、紙筒、ファイル綴、箱等に整理すること。

	観測手簿	計算簿	平均図	成果表	点の記 (写真添付)	基準点網図	品質評価表	成果数値データ	点検測量簿	メタデータ	各電子データ	第三者機関の 検定表	成果表	精度管理表	線形図	打設点図	引照点図	その他資料
4 級基準点測量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○
現地測量							○			○				○				○
中心線測量	○	○			○		○		○		○			○	○	○	○	○
仮 B. M. 設置測量	○	○		○	○		○			○				○				○
縦断測量	○						○		○		○			○	○			○
横断測量	○						○		○		○			○	○			○

※ 縦断測量・横断測量の成果図面は、設計図と併用とする。

※ その他諸資料等については、必要に応じて提出するものとする。

※ 測量成果簿は 1 部、図面は原図を各 1 部とする。

成果品の取りまとめ方法

- (1) 提出図書は、内容確認に支障が無い限り A 4 縦を基本とし、A 3 判の場合は A 4 綴じ折りとする。
- (2) 成果品の製本（報告書）は、ファイル綴り（A 4 チューブファイル）とし、綴じた厚みが 6 cm を超える場合は、分冊すること。
- (3) 紙媒体の成果品出力は、両面印刷、割付印刷を多用し、提出図書の最小化に配慮すること。
- (4) 電子媒体の格納フォルダやファイル名の命名規則については、監督員の承諾を受けるものとする。
- (5) 納品する電子データの形式は、作成時のオリジナルデータ（ワード、エクセル、Jww、Jpeg、Tiff 形式等）と、報告書としてとりまとめた PDF データとする。
- (6) CAD 製図を用いた場合の最終提出データ形式については、オリジナルデータ形式 (DWG 形式) のほか、Jww 形式（各環境設定ファイルも併せて納品）も併せて提出すること。また環境設定ファイルも併せて納品すること。なお、他の CAD フォーマット形式から Jww 形式に変換する場合は、線種・線幅・線色・レイヤー情報等が市担当者端末において適切に表現されることを条件に納品出来ることとする。

情報セキュリティの確保に関する特記仕様書

1 サイバーセキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

2 業務の推進体制

- (1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。
- (2) 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- (3) (1)、(2)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

3 業務従事者への遵守事項の周知

- (1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。
- (2) 受託者は、(1)の実施状況を書面にし、委託者に提出すること。

4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後

も同様とする。

5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

7 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 全般事項

ア 契約履行過程

(イ) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- b 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- c 委託者との受け渡しに利用する外部記録媒体の使用及び保管管理（受け渡しの都度、コンピュータウイルスチェックを実施すること。）
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物。以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該業務に係る情報を全て消去すること。

ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及びき損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管

理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に報告して、委託者の承諾を得ること。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

8 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。

ア 再委託の理由

イ 再委託先の選定理由

ウ 再委託先に対する業務の管理方法

エ 再委託先の名称、代表者及び所在地

オ 再委託する業務の内容

カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）

キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）

ク 再委託先がこの特記仕様書の 1 及び 3 から 7 までに定める事項を遵守する旨の誓約

ケ その他、委託者が指定する事項

- (3) この特記仕様書の 1 及び 3 から 7 までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

9 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

10 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の 3 から 9 までに定める情報の保管及び管理等に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除する

ことができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

1 1 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等、個人情報及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。